

平成25事業年度第1回臨時評議員会議事録

- 1 開催日時 平成25年(2013年)10月30日(水)14時～
- 2 開催場所 宇部市役所 2階 第1会議室
- 3 評議員出席者 (評議員現在数7名 定足数4名 出席評議員数7名)
神谷 晃 福田隆眞 大林哲夫 金次 孝
脇 和也 末次宣正 白石千代
- 4 理事出席者 久保田 后子(理事長)
- 5 事務局出席者 緒方事務局長(兼常務理事) 野村事務局次長 酒井総務係長
- 6 定足数の確認
評議員現在数7名中7名出席
評議員会運営規則第9条の規定により、評議員会は有効に成立していることを確認した。
- 7 議長の氏名 神谷 晃
- 8 議事録署名人の氏名 福田隆眞 大林哲夫
- 9 議事
財団設立の経緯について
定款の概要について
第1号議案 平成25事業年度(10月～3月)の事業計画について
第2号議案 平成25事業年度(10月～3月)収支予算について
第3号議案 設立時の貸借対照表について
第4号議案 一般財団法人宇部市文化創造財団規程類について
- 10 議事の経過の要領及びその結果
財団設立の経緯について 概要の報告を行った。
定款の概要について 資料に基づき報告を行った。
第1号議案 資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で追認した。
第2号議案 資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で追認した。
第3号議案 資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で追認した。
第4号議案 資料に基づき説明を行った後、原案どおり全員一致で追認した。

第1回 臨時評議員会

平成25年（2013年）10月30日

○事務局補佐(野村博美) それでは、定刻前ではございますが、皆さんお揃いになりましたので、始めさせていただきますと思います。

今日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、平成25事業年度第1回目の一般財団法人宇部市文化創造財団の臨時評議員会を始めさせていただきます。

それでは、最初に、本日が財団設立後初めての評議員会ということでございますので、本日は、久保田理事長が出席しております。開催にあたりまして、久保田理事長から御挨拶申し上げます。

○理事長(久保田后子) 皆様、いつも市政全般にわたってお世話になっております。また、このたび、宇部市文化創造財団の評議員に御就任をお願いしたところ、御快諾をいただきまして本日を迎えることができました。誠にありがとうございます。

御承知のように、10月1日に法務局への設立登記の手続を終え当財団が発足しました。そして、設立記念イベントに皆様も御出席いただき盛大に開催ができました。その後、理事会も10月9日に開催したところでございます。また、現在、財団としては、今後の渡辺翁記念会館並びに文化会館の館長候補を募集する予定としています。今も実際館長はいるのですが、市の職員で、実際の企画運営までは行っておりません。今後は、施設管理のみならず、企画運営など全体的なマネジメントをする館長を全国公募ということで募集をしていきます。11月1日からの募集開始に向けて準備をしており、先般、記者会見をさせていただきました。評議員会開催前に先行してしまいまして、申しわけないと思っておりますが、急いで行わなければならないので御理解ください。同時にスタッフも2名程度募集をしていくことにします。従って、26年の4月から本格的に文化創造財団としての活動が始まるということで準備をしていますが、非常に重要な準備ですので、市の予算編成の時期に合わせた取り組みをしていきたいと思っております。

御承知のように、宇部市は独自の文化活動で発展をしてきており、渡辺翁記念会館を中心とした音楽関係、そしてUBEビエンナーレ、そしてまた、地域での伝統文化、あるいは生活文化、さまざま多彩な活動が繰り広げられた土地です。今後は文化創造財団が本格的に活動することで、そういったものがもっと有機的につながると考えています。実は渡辺翁記念会館も、貸館状況が、稼働率約3割という、大変もったいない状況です。従って、既存の文化施設の更なる活用、活性化、そして、市民の中の多彩な文化活動をもっと応援して、市民一人一人が元気になる。それがひいてはまち全体の活性化から活力創出につながるというふうに考えております。つまり、文化活動は経済活動にもつながるものであると考えておりますので、この文化創造財団の位置づけは重要です。県内13市ではだいぶ遅いスタートとなりましたが、遅れた分、本市の場合には、文化振興条例もきちっと作って、位置づけを明確にしています。そして、理事の皆さんにおいても、実際に文化活動を担っている人たちが、15人の中の10人を占めており、本当に活力ある文化創造財団のベストの特色を出しているところでございます。評議員の皆様には、遠慮なく、日ごろ思っていच्छやること、それから、これからの財団へ期待することなどをおっしゃっていただきたいと思っております。第1回目の評議員会では特にそういった事をお示しいただくことが非常に重要ではないかなと思っております。

そしてまた、本日だけでは言いにくいということがあれば、ぜひ、後日改めてお話をいただくことも大歓迎でございますので、それはまた併せて頂戴できればと思っております。

あと8年で宇部市は100歳、100周年になります。その100周年のときには、今以上に

文化活動が活発になり、そして宇部市がさらに輝く元気なまちになるように、文化創造財団は、大きなエンジンになると確信しておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局補佐（野村博美） ありがとうございます。それでは、第1回目の評議員会でございますので、名簿順に、神谷評議員から自己紹介をお願いできればと思っております。お手元の名簿順でお願いいたします。

○評議員（神谷 晃） 学校法人香川学園理事長の神谷でございます。我々の学園は、大学から幼稚園まで全ての施設が宇部市内にある唯一の学校法人で、皆様方にいろいろな面でお世話になっておりますし、学園の運営もサポートしていただいているところでございます。

今回の財団の設立にあたって、我々の学園の各クラブ等も市内の様々な文化活動に参加させていただいておりますし、また、我々をサポートしていただいている学園運営の恩返し等も含めて、この評議員会のメンバーを引き受けることにしましたので、これからよろしく申し上げます。

○評議員（福田隆眞） 山口大学の福田と申します。教育学部と大学院の東アジア研究科というところに属しております。私は、アジアの美術の研究をしております。県の関係では、山口県造形教育研究会という、幼小中高の美術の先生が一体となった研究会の会長をしております。それから、山口県の文化芸術審議会の会長を務めております。県の文化行政と宇部の文化について、関係できるものがあれば有機的に活性化するようになるというふうに思っております。

先ほど理事長がおっしゃられたように、文化活動からいろんな面で関連して行って、経済活動へも発展していくと思っておりますので、微力ながら、評議員を務めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○評議員（大林哲夫） 宇部観光コンベンション協会の会長を務めております大林でございます。私、文化音痴がこういう役目を仰せつかりまして、これから勉強しつつやっついていこうというふうに思っています。宇部の文化活動を通じて、宇部市に市外からいろいろな方に来ていただくということ、これはコンベンション協会の使命の一つに入っていると思っております。

今、いろいろな大会等で、市外から来られる方が増えていると感じています。文化活動やいろいろな文化イベント等を実施することによって、更なる交流人口が増えてくるだろうと思っております。よろしく申し上げます。

○評議員（金次 孝） 宇部興産の金次です。よろしく申し上げます。私どもは、最近でございますと、第6回の宇部興産グループチャリティーコンサートを実施させていただきました。その中で、一部、ふれあいコンサートにつきましては、渡辺翁記念文化協会が主催という形をとってございます。一方で、その財団についてごく最近プレスリリースをさせていただきましたが、文化活動を促進していこうということで、5団体を助成させていただき、活動の幅を広げているところであります。ほかにも、宇部興産学術振興財団がございまして研究助成もやっております。私どもといたしましても、宇部市文化創造財団が設立され、これから事業運営にあたっていく中で、どういう形でかかわっていけることができるのかという部分、いろいろ検討しながら、進めていけたらというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○評議員（脇 和也） 宇部日報社の脇でございます。私どもは、新聞を通じて、特に、一面から開いた二面の上の紙面をいつも文化関係の記事を埋めるように編集しておりますが、本当に宇部はこういうふうな文化活動が毎日のように続いて、何か記事にできるものがあるというふうに思っています。

ずいぶん昔、縁があり俵田寛夫さんのご自宅に出入りをさせていただいて記念館のコンサートで、次に何をやるかと俵田さんとお話をしたことがありました。これが最初の宇部の文化との接触だったと記憶しております。それと、宇部には本当に記念館を中心に良い文化があると思います。ですけど、何か一つ煮え切れない思いが今まであったと考えています。宇部の文化は多機能の部分を持っていて、それぞれ分散していると思っています。そういった中で、今回、宇部市文化創造財団ができたということは、それを結びつける接着剤としての機能を果たしていけるものと考えています。よろしく願いいたします。

○評議員（末次宣正） 末次でございます。理事長が十分申し上げましたので、私が言うことはございませんが、財団の名称よろしく文化を創造するということでございます。宇部市の文化の質量が本当に増えると、これを願っております。よろしく願いいたします。

○評議員（白石千代） 教育長の白石と申します。このたびはよろしく願いいたします。私も宇部市の文化活動がもっともっと盛んになって、今、理事長が話されたのですが、質を高めることによって、子供たちの心の豊かさにつながっていけばなと、それを切に願っております。よろしく願いいたします。

○事務局補佐（野村博美） ありがとうございます。

ここで、財団の事務局の職員の紹介をさせていただきたいと思います。

まず、常務理事を兼ねております事務局長の緒方でございます。

○事務局長（緒方伝治） 緒方です。よろしく願いいたします。

本日は、御多忙の中、御足労いただきまして、本当にありがとうございます。きょうは、皆さん、初めてということではありませんので、略歴は省略させていただいて、2つのことを御報告させていただきたいと思います。

1つは、先日の日曜日、山口朝日放送の招待というか、お誘いがありまして、周南に出かけました。ついでするので、いつもお世話になっている周南の文化振興財団に御挨拶に行ったんですが、開口一番、「宇部はいい名前つけたね」と、「もう振興の時代じゃないよね」というのがありまして、ちょっと誇らしい感じがしました。それが1件です。

もう一件は、オブザーバーで市の文化振興課の吉松課長も来ておられますけれども、文化振興課の方が、非常に努力されて、この財団の発足までこぎつけたということを皆さんにここで御報告したいと思います。

そういうことで、きょうの挨拶にかえさせていただきます。

○事務局補佐（野村博美） 私、事務局の野村と申します。今後ともよろしく願いいたします。評議員会、年に数回かしかありませんが、何か意見、提言などございましたら、事務局に直接いただければと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○事務局（酒井恵一） 総務係長の酒井と申します。事務局次長の野村と同じく、宇部市から出向で参っております。文化関係に関しましては初めてのことですが、精いっぱいやっついこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○事務局補佐（野村博美） ただいま、事務局長から紹介もございましたが、きょうはオブザーバーで、市文化振興課の吉松課長も来ていらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

○オブザーバー（吉松 剛） 文化振興課長の吉松と申します。文化振興課としましても、今まで以上に一緒になって、宇部市内の文化活動を支援していきたいので、よろしく願いいたします。

○事務局補佐（野村博美） それでは、お手元の次第に基づきまして、進めさせていただきます。

まずは、議案に入る前に、初めての評議員会ということでもございますので、財団の設立のこれまでの経緯を簡単に、それと、具体的な内容を把握するのはなかなか難しいと思いますので、定款について説明させていただければと思っております。

続けて、この2つのことを説明します。

まず、財団のできる経緯でございますが、もともと宇部市では、文化振興策というのは、文化財の保護とか、社会教育の一環として取り扱ってきたのが従来の取り組みでございました。それを、文化のまちづくりの要素の一つとして施策を進めていこうという観点から、これまで教育委員会が担ってきた施策を市長部局に移しまして、全市的に進めていこうということで取り組みが始まりました。

その最初に、県内で初めて、宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例ができ、これに基づきまして、宇部市文化振興まちづくり審議会が設置されました。審議会の中でいろいろ話し合わせ、審議の過程を経まして、今度は基本計画として「煌くまち 文化振興ビジョン」が策定されたところでございます。これが24年の3月でございました。その後、審議会では文化振興財団の設立の方向性について、市長から諮問がございまして、これが24年の7月でございます。その年の10月には審議会からの答申があり、具体的な方向性が決まりました。

25年に入りまして、2月には常務理事候補者の公募を行いました。3月には、緒方常務理事に決定したということでございます。それから4月からは、市の中で財団設立準備室を設置するとともに、常務理事候補者となられた緒方さんに調整官として来ていただき準備を進めてきました。8月には、財団の組織としては、理事会、評議員会がございまして、その中でも、理事会を構成する理事について、全国でも珍しいのですが、15人の中で10人を公募により就任いただいております。

その後、財団を設立するために必要な基本財産を市から拠出いただき運営上の要となります定款を作成し、最終的に10月1日に法務局へ登記申請を行って設立されたということでございます。

その後、10月6日には、皆様にも御参加いただいて、財団設立記念イベントを実施しまして、市民全体で設立を祝っていただき、現在に至っているところでございます。

こうして、官主導ではなく、民間の知恵と情熱と行動力を生かした官民協働による文化振興の推進母体としての組織ができたわけでございます。

次、定款について、続けて御説明させていただきます。お手元にある定款を見ていただきながら説明します。

まず、第3条に目的、第4条に事業がございまして。現在、県内では他に8つの財団があり、その定款というのは結構似たところがございまして。そこで宇部市の特徴を出すのは目的と事業でございまして、第3条、第4条にある目的、それと事業内容に基づいて、財団を運営していこうとしているところでございます。

設立者は、第5条にありますように、宇部市であり、第6条にある財産の拠出を行いました。これが第7条の基本財産になるわけですが、法令上、300万を超える額が拠出金として必要で、市から300万円が拠出され、それを基本財産としているところでございます。この300万円につきましては、常に財団として維持していかなければならない金額でございまして。

第8条には、きょうの議案にもありますように、財団の事業計画、収支予算が必要となります。今月の9日には、理事会の決議を経て、今回の評議員会にお示ししております。今日、評議員会で承認をいただきまして、本来なら事業計画、収支予算が進められるということでございます。

2ページにまいりまして、次に、事業報告と収支決算ということで、事業年度が終了しましたら、これを評議員会に報告して、監査報告も行うということになっております。第10条にありますように、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日の1年間としています。

それから、第11条以降が、評議員に関することで、人数は法律では3名以上となっております。宇部市では現在、7名です。

それから、第12条にありますように、評議員の選任、解任につきましては、評議員会で行うということになっております。今度、設立時のみ設立者が選定しておりますが、今後、3年半後、次の任期を迎える前には、評議員会で評議員を選任するということになります。

第12条の第2項につきましては、実際に評議員に就任されるときに家族や親族の制限とか、或いは財団がほかの同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するために、同一の団体から選出される人数の制約がございます。

それから、第13条にありますように、評議員の任期は選任後4年でございます。但し、今回は10月1日から始まりましたので、今回の任期は3年半ということになります。再任は妨げません。

第14条では、報酬は無報酬としております。

それから、評議員会につきましては、第16条にございますように、権限としては重要なものがございます、例えば、理事、或いは監事の選任、解任の権限がございます。

4ページにまいりまして、評議員会につきましては、毎事業年度終了後3カ月以内に定時評議員会があります。これは、先ほどの事業年度終了後の事業報告、収支報告のための評議員会でございます。それ以外は臨時ということになり、本日の評議員会も、臨時評議員会ということになります。

それから、評議員会の中の決議につきましては、第21条にございますように、過半数の評議員が出席して、その中のさらに過半数をもって決議をするということになっております。ただし、第21条の第3項にもございますように、監事の解任、定款の変更などにつきましては、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行うということになっております。

それから、5ページにまいりますが、第23条では、毎回、評議員会の議事については議事録を作成するというようになっております。それから、議事録には出席者の中から2人ほど議事録署名人を選出いただいて、記名押印をいただくことになっております。

続きまして、第4章は、役員及び理事会についてでございます。役員というのは、第25条にありますように、理事と監事をいいます。理事につきましては、法令上3名以上、監事は1名以上ということで、宇部市の場合、理事が15名、監事が2名ということになっております。

理事につきましては、財団の実際の事業内容を決定いただき、それを執行していくという機関でございます。監事は、その理事会の監査機関ということで、監査報告等を行う機関でございます。

皆様、評議員で構成します評議員会におきましては、その最高意思決定機関ということがございますので、理事会が決めた事業内容等について、承認を最終的に与えるという権限を持った機

関でございます。

第26条にありますように、理事、監事につきましては、評議員会で選任をするということでございますので、今回、設立時につきましては、設立者が選任しておりますが、次の任期を終えたときには、評議員会が選任するというところでございます。

続きまして、6ページに移ります。役員の任期につきましては、理事は選任後2年間、監事は選任後4年間ということになっております。

それから、報酬につきましては、理事、監事は基本的に無報酬ということで、ただし、常勤である常務理事につきましては、報酬を支給するということになっております。

第32条には理事の取引の制限、次の第33条では責任の一部免除について規定をしております。次に、理事会につきましては、7ページの第2節から規定がございます。理事会は理事をもって構成します。権限につきましては、理事会では財団業務の執行が主要な任務となりますが、具体的には第35条の第1号から第5号までございます。

それから、理事会につきましては、第36条にありますように、通常理事会と臨時理事会がございます。通常の方は、年に2回ほど開催するということになっております。

続きまして、8ページにまいります。理事会におきましても評議員会と一緒にございまして、第39条にありますように、決議につきましては、過半数の者が出席しまして、過半数をもって決議するということとなります。

第42条では、やはり理事会も議事録を作成しまして、出席した理事長、副理事長、監事が署名をすることになっております。

続いて、第44条でございますが、定款の変更についてでございます。変更する場合には、評議員の3分の2以上の決議がないとできません。これは、第44条として定款に記載しておりますが、この規定がないと、実際に定款を変更するときには裁判所の許可が必要となります。

第45条には合併、第46条には解散について記載しております。

第47条では、解散などがあつた場合に、その残余財産をどうするかということを規定しています。

続きまして、9ページの第6章に事務局という項目がございます。第48条にもございますように、事務局には事務局長を置きまして、事務局以外の者につきましては、理事長の任命によりまして、職員を配置するということになっております。

第49条には、事務局に備え置く書類、帳簿等が記載されております。

9ページの一番下の第7章では情報公開や、個人情報の保護について規定をしております。第50条及び第51条でございます。できるだけ情報については、積極的に公開するというようにしております。

それから、第52条では、公告について規定し、当財団では、事務所の公衆の見やすい場所に掲示するという方法で公告することになっております。

第8章では、補則ということで、定款に定めないことについては法令に従い、定款の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て定めるということになっております。

最後に、附則では、設立時ということで、予め設立者である宇部市が選定した評議員、理事、監事など特別な事項を記載しているものでございます。

以上が定款についてでございます。

それでは、ただいまから議案に移りたいと思います。

入る前に、本日は評議員7名の方全員に出席いただいておりますので、この会議が先ほどの定款にもありましたように、成立しているということを御報告させていただきます。

ここで、定款の第20条に、評議員会の議長は評議員会において出席した評議員のうちから選出するという規定がございますので、どなたかにお願いをいたしたいと思います。御意見等ございますでしょうか。お願いします。

○評議員（大林哲夫） この評議員名簿の先頭にあります神谷評議員さんをお願いしたらいかがでしょうか。（拍手）

○事務局補佐（野村博美） それでは、ここからは神谷評議員さんよろしくお願いいいたします。

○議長（神谷 晃） 今、御指名いただきました神谷でございます。議長を務めさせていただきますが、何分議長というのは不慣れでございますので、精いっぱい努めますが、皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

先ほどからいろいろお話がございますが、本日の評議員会は財団設立後、初めての評議員会ですので、いろいろな点で御不明の点がたくさん出てくると思います。議事進行の中で不明な点が出てきましたら、いつでも発言していただければと思います。私自身は答えられるわけではないですが、事務局から明快な答えをいただけるだろうと思いますので、活発な意見をお願いしたいと思います。

それでは、まず開会にあたりまして、議長は評議員の欠席数を確認しなければならないということになってはいますが、評議員の皆さん全員出席ですので、こちらのほうは問題はないだろうと思います。

また、評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならないということが規定されております。そして、先ほどの説明の定款23条の第2項で議事録には議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名の記名押印が必要となっております。どなたか、議事録署名人になっていただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

私のほうから指名させていただいてよろしいですか。私もよくわかりませんので、理由は先ほどの御提案と同じように、名簿順に上から福田評議員と大林評議員をお願いしたいと思います。いかがでございましょう。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 晃） よろしゅうございますか。それでは、名簿順に福田評議員と大林評議員にお願いし、両評議員と議長の私とで議事録に署名をするということにいたします。議事録は事務局に作っていただいて、これをチェックして記名押印ということになるということでよろしくお願いいいたします。

では、第1号議案の審議に移りたいと思います。

第1号議案は、平成25事業年度（10月～3月）の事業計画についてでございますが、事務局のほうから御説明をお願いします。

○事務局長（緒方伝治） では、平成25年事業年度の事業計画を説明させていただきます。

基本方針としましては、先ほどもありましたように、官民協働で宇部の文化振興を図っていくと、また、県内の他の団体とも協力しながら、より活力のある事業に仕立てていきたいというのが方針です。

将来的には、公益財団法人へ移行していく準備を着実に進めていきたいと考えております。

続きまして、事業の概要ですが、定款の第4条に6つの事業が掲げてあります。それに従いまして25年度の事業を具体的に、年度としては半年ですので、皆さんにこれをやりますという大きな事業はないんですが、説明させていただきます。

文化行事開催事業ということで、大きく2つに分けております。1つがステージ事業です。その中に、26年度以降、市から委託を受けて、財団が実施する予定の事業があります。今年度は積極的に、市とも連携しまして準備を進めてまいります。

また、設立記念イベントの第2弾を企画しております。来週、実行委員会を開催しますので、これもまた具体化するのではないかと思います。

次に、自主文化事業を企画していく場合、通常1年以上時間が必要なものもありまして、具体的にいろいろ打ち合わせは今進めています。26年度には皆さんにアピールできる魅力的な事業を検討しております。

具体的に取り組む事業としましては、市委託事業としまして、現在でも開催中であります宇部市芸術祭、年末の第九「歓喜の歌」事業、先日ありました「VIVA!クラシック」、箏曲コンクールになります。

設立記念イベントの第2弾としては、年が明けての開催を考えています。26年度の財団自主文化事業の準備ということで、文化庁助成金を活用した事業規模2,000万円程度の劇場イベント、具体的に言いますと、今、うべYY会の宮本会長さんなどとも話しているんですが、松竹と連携して、山田洋次監督の演出の舞台事業ができないかということを検討しております。まだ具体化しておりませんが、方向性としてはそういうことを考えております。更に、事業規模1,000万円程度の音楽イベント、ちょっと小さくなりまして、500万円程度の各種イベント、100万円程度の無料招待イベント、こういったものを考えております。無料招待イベントとしましては、もう既に6月22日、渡辺翁記念会館を押さえておりまして、実施する内容は大体決まっているんですが、どういう人を呼ぶかとか、どういう人に参加してもらうかというようなことを今検討しております。

来年度に入りますと、渡辺翁記念会館の改修が進んでいきますので、その改修を記念したイベントも実施したいというふうに思っております。

2つ目が、展示事業です。これは、ステージ事業と同様に、市から委託されて行う事業もあり、これに早期の連携と準備を進めてまいります。

設立記念イベントにつきましても、文化会館展示室を活用した市民参加型の企画になるものと思われまます。

自主文化事業においても、ステージ事業と展示事業、これを有機的に結びつけて、全体として魅力的かつ斬新な内容を盛り込めるように考えております。

一つ決まっておりますのが、宇部市の出身で、今、注目されております庵野秀明さんのエヴァンゲリオン展、これを朝日新聞と共同で26年11月29日から27年1月12日にかけて行う予定です。現在、北九州市で開催しており、先日、野村次長のほうが小倉に出かけまして見学してきておりますが、この準備に取りかかるということになります。

具体的な取り組みとしましては、芸術祭の準備、記念イベント第2弾の開催、エヴァンゲリオン展の準備などが上げられます。

その他の文化事業としては、山田洋次監督の最新作の「小さいうち」の先行上映会が、うべYY会の主催で今年の11月23日に開催する予定になっておりますので、これを共催いたします。

松竹の劇場企画については、この時打ち合わせて、より具体化を進めていくということになります。

2番目の文化活動支援及び人材育成事業ですが、1つが活動支援事業ということで、財団は設立されたばかりですので、財政的な支援や、充実した人材育成の面で十分な支援ができません。文化活動に取り組んでおられる市民及び団体に情報を提供していくことや、市民の文化事業に対する後援や助成を行うということで対応していきたいと思っております。

援助としましては、渡辺翁記念会館文化事業助成事業や有能なアートパフォーマンスのできる人材バンクの活用、研究を進めてまいります。

2つ目の人材育成事業ですが、将来、円滑な財団運営を見据えまして、早期に職員の公募を進めてまいります。26年度以降、そういった方々に活躍していただいて、一刻も早く専門的な人材を育てていきたいというふうに思っております。

一方で、文化庁や全国に文化活動を支援或いは助成する制度がありますので、そういう情報を確実に収集しまして、資金にも充てたいと思います。

更には、宇部市で礎を築いてきました「子ども伝統文化わくわく体験学校」これについても、さらなる有効な活用方法を検討しまして、将来を担う子供たちが、新たな文化活動の担い手として育つように土壌をつくっていききたいと思っております。

3番目の意識啓発及び情報発信事業ですが、1つが意識啓発事業としまして、現在、友の会制度及び市民サポーター制度の充実を図っていきます。まだ、緒についたばかりですので、友の会の会員は50名をちょっと上回る程度ということですが、これも積極的に進めたいと思います。市民サポーターについても、活動に参加できる方の募集を図っていききたいと思っております。

次のページですが、2つ目の情報発信事業としまして、今、ホームページ及びフェイスブックの活用を具体的に検討しております。できるだけ早い時期に独自のホームページを開設し財団の活動を皆さんに知っていただけるように準備しております。

続きまして、4番目の調査研究及び資料収集事業です。調査研究としまして、26年度から財団が独自に実施する自主文化事業などで効率的にチケット販売する方法を考えております。これはどこまで具体化するかわかりませんが、なるべくたくさんの方に有利な形でチケットが販売できるようなシステムの構築ができるのではないかと思いますし、友の会の会員の増強策、こういったことにもつなげていきたいというふうに思っております。

続きまして、6ページ、資料収集事業ですが、文化庁を初め、国や全国公立文化施設協会などの情報を幅広く収集して、将来の財団事業の実施、文化活動団体との情報交換などを積極的に行っていく体制をつくっていきます。

5番目に、施設管理運営事業ということですが、26年4月から渡辺翁記念会館及び文化会館の指定管理者として、市から委託を受けまして施設管理を行っていくことを計画しております。これにつきましては、新たに人材募集もいたしますので、これまでと違う幅広い形で、市民の期待に応えられる運営ができていくようになるのではないかと思います。

6番目が、その他の事業として、財団運営上必要な会計処理、税務処理、その他法的な手続に

対応できるよう、職員の知識や技能向上を図っております。最初に触れましたように、公益財団法人に移行する場合は、必ず会計事務所によって指導された会計報告を作成するのが必須ですので、会計事務所にお申し送りして、具体的な会計処理の訓練に入っております。

以上が25年度の半年間でありますが、事業計画ということになっております。

○議長（神谷 晃） ただいま、事務局から説明が行われましたけれど、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

○評議員（脇 和也） 財団自主文化事業において、具体的に金額が書いてあったのですが、これをプラスすると8,000万円前後になります。2,000万円程度のイベントを1件やるということですか。

○事務局長（緒方伝治） はい、2,000万円が1件です。

○評議員（脇 和也） それから、1,000万円を4件で4,000万円ですね。

○事務局長（緒方伝治） はい。これは、目標です。事業計画ですから、これぐらいのことはやりたい、ということで御理解していただけたらと思います。

具体的に言いますと、劇場イベントの1件目は、山田洋次監督を想定して、今、話を進めているわけです。

○評議員（脇 和也） 自主文化事業において、宇部市にはいろんな企業がありますが、企業から寄附があった場合、イベントを冠事業にするということはどうなんでしょう。

○事務局長（緒方伝治） 当然、想定しております。それを考えておりますので、できれば、ベルリンフィルぐらい呼びたいなと思っておりますが、できるかどうかわかりません。

○評議員（脇 和也） 1年目にしては、それは音楽都市が復活しますので楽しみです。

○事務局長（緒方伝治） そのためには、いろいろ御協力をいただかないといけません、一応検討はしております。

○評議員（大林哲夫） 記念会館の改修が行われるということですが、どういう改修がされるのですか。

○事務局長（緒方伝治） これは市から説明していただけませんか。

○文化振興課長（吉松 剛） 照明と音響設備につきまして、耐用年数が近づいており、修理が追いつかないという状況ですので、現在ある音響と照明器具について、更新を行うということでございます。

○評議員（脇 和也） 雨漏りはどうなりましたか。

○文化振興課長（吉松 剛） 補修をして、現状ではないようになっています。

○理事長（久保田后子） 更新といっても、同じレベルじゃないです。グレードアップしています。既に入札も終り、業者も決まっており、大変グレードの高いものにしたいと思っております。

○議長（神谷 晃） 他に何かありますか。

○評議員（福田隆眞） エヴァンゲリオン展というのはいいなと思います。何をやったら宇部が元気になるかというのを、何人かの人に聞いてみたのですが、その中でエヴァンゲリオンというが出てきて、僕はあんまり親しみがなかったのですが、これは年齢層によっては、かなり人気があります。庵野さんが宇部市出身だということで、これはとてもいいプランだなと思います。

○議長（神谷 晃） 他に何か質問は。

○事務局長（緒方伝治） 今の件で補足してよろしいですか。先ほど、山口朝日放送のお誘いで周

南に行ったのは、エヴァンゲリオン絡みだったんです。コスプレというのがありますね。マニアが集まるという話で、どんな人が集まるのか、期待して行ったんですけど、ちょっと期待はずれでした。いろいろ工夫しないと難しいなと思いました。

○**評議員（福田隆眞）** まあ、年齢層を考えながらでしょうね。

○**事務局長（緒方伝治）** そうですね。そのあたりは良く考えなければならないと思います。又、周南では、長崎から来たり、広島から来たりはしているんですけど、人の規模としてはちょっと少ない感じでした。

○**理事長（久保田后子）** 宇部市では、先行して、この11月に、ヒストリア宇部などで「アンノヒデアキノセカイ」を開催します。まちなかアートフェスタの一環で展示や作品上映をし、エヴァンゲリオンのレプリカも展示していこうと思っています。おっしゃるように、なかなか独特の世界です。

周南のイベントは、萌えサミットと言って、周南JCが中心にやってきていることなんです。周南JCの方から「アンノヒデアキノセカイ」に来てくださるというので、この世界、ちょっと独特のワールドを持っています。周南の方にも応援いただいております。

○**評議員（福田隆眞）** それは、うまく連携できたら良いですね。

○**理事長（久保田后子）** そうですね。

○**議長（神谷 晃）** 他に何かありませんか。

私のほうから、いいですか。理事会に報告する方がいいだろうと思うんですが、こういう事業を可決する中にも、通常1年以上前から準備しなければいけないということになると、26年度事業の計画だけでなく、27年度の計画の案も立てられ、それを予算内に組み込んでおかないと、予算的に非常に厳しくなると思います。こういう全国規模のイベントを調整するとなると、2年先の企画を考え、それを予算措置する必要があります。その辺もぜひ御検討ください。

○**事務局長（緒方伝治）** それに関連して、実は、米村でんじろうという人を御存じですか。テレビでよく科学知識を利用したイベントをやる方なんですけど、これ周南で大ヒットしたんです。そこで、人づてに声をかけたんですけど、もういっぱいです。でも、再来年の実施を考えれば、事情も徐々にわかってきていますので、具体化が進んでいくと思います。

○**理事長（久保田后子）** 今後財団の事業を皆さんに考えて頂くため、「企画運営委員会」というようなものを別途つくりたいと思っています。メンバーは理事、評議員の方を中心に考えています。要はみんなでもっとアイデアを出していきたいということです。特に公募の理事の方たちは、実際に文化活動をしていらっしゃいます。正式には26年度立ち上げる予定ですが、事業の企画を急ぎますので、どんどん進めております。例えば文化活動の団体が何十周年としてのイベントを行いたいの、何か協力してもらえないかという話も理事からありました。そういうものをうまく、その団体にもっと専門向けに音楽をつけたらどうだろうかというような、そういうコーディネートをする場所が財団になりますので、そういう機能もきちんとつけていきたいと思っています。

○**議長（神谷 晃）** ほかに御意見、御質問ありますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（神谷 晃）** それでは、第1号議案について、採決に移らせていただきます。この1号議案に御承認いただける方には挙手をお願いします。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○評議員（金次 孝） 今回は採決じゃなくて、報告という形になるんじゃないかと思ったんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（神谷 晃） そうですね。

○評議員（金次 孝） そういうことであれば、理事会、評議員会での承認ということで進めていくということですね。

○評議員（脇 和也） この事業年度のというのは、来年度のことではなくて、26年3月31日までのことですね。

○事務局（野村博美） そうです、向こう半年間です。10月1日から26年3月31日までです。

○議長（神谷 晃） だから、理事会も単に承認したという形で、評議員会でも決まっていること、それを承認した、追認したという形でいいわけですね。

○事務局（緒方伝治） そうです。そういうことです。

○議長（神谷 晃） それでは、追認したということで、今回、議事録に載せていただきたいと思っています。

○評議員（福田隆眞） 事業計画に26年度の計画がありますが、内容的には、これは計画なんだということで、よろしいですか。ここにさっき言ったように、ステージ事業の26年度欄の自主事業の部分に金額の案が出ているわけです。これは目標だとおっしゃられるので、そうなんだというふうに理解すれば良いですね。

○議長（神谷 晃） 特に、今回の26年度にかかわる部分は、こういうことをやるための準備を今年度やりますという、それが今日の事業計画です。

○事務局長（緒方伝治） そうです。

○評議員（福田隆眞） 今年度の事業計画。ですから、26年度にこんなことをやるための準備を今年度やる。ということで理解しました。

○議長（神谷 晃） よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 晃） 全員追認ということで処理させていただきます。

それでは、第1号議案の平成25年事業年度の事業計画についての審議はこれで終わります。続きまして、第2号議案に入ります。

第2号議案は、平成25事業年度の収支予算について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局長（緒方伝治） 第2号議案の収支予算書をごらんいただきたいと思います。財団は企業ではありませんが、やはり収入を得ることが一つの使命になりまして、それに伴って費用も出ていくということで、企業会計に準じた収支予算書を作成しております。あくまで予算書です。しかも、前年の実績がございませんので、必ずしもこのとおりになるかどうかというのは、現時点では保障するものではありません。経常収支として、宇部市からの補助金2,685万9,000円、これが大きな収入になります。その他の収入としましては、会費の受取とか、この補助金に対する受取利息などが収益を構成することになります。経常収益の計としましては、2,697万円を想定しております。

一方、経費の方ですが、これは事業を行うことによる出ていく事業費と、この財団を管理する管理費というものに大きく分かれます。事業費の方は、今想定しておりますのが、企画を立てていく場合の旅費とか通信運搬費など、そういったものが含まれてきまして、25年度は603万

4,000円ぐらいの事業費が見込まれます。

財団の管理費としては、同程度、688万4,000円を見込んでおります。経常費用としまして、合計で1,291万8,000円となります。

これを差し引きしますと、1,405万2,000円というものが余ってきますが、これは次年度への繰越金ということになってきます。ただし、法人税は必ず払わなくてははいけませんので、その半期分として、3万5,500円、これを差し引き純粋な次年度への繰越金ということになってきます。

一方、資本金に当たります基本財産、これは指定正味財産ということですが、これは300万円ほど計上してあります。昨今の低利率を考えますと、全く運用益は出てこないし、評価損もないという形になっております。

一番最後のところが資本金に当たります正味財産、期末残高ということで300万円という結果です。

以上です。

○議長（神谷 晃） 事務局から説明がありましたけど、何か御質問、御意見等ありますか。

○評議員（福田隆眞） 基本財産というのは、これはどこからきたのですか。

○事務局長（緒方伝治） 宇部市の出資金です。基本財産になります。

○評議員（福田隆眞） 市からの補助金は、半期で2,685万9,000円ということでもいいですか。

○事務局長（緒方伝治） 10月から来年3月までの今年度です。来年度、これと同じ額補助されるというわけではないんです。

○評議員（福田隆眞） 極端に言ったら、26年度が倍の5,200万円になるというわけじゃないのですね。

○事務局長（緒方伝治） そうですね。これを元手に、例えば、前がけの必要なものとか、そういったものに対応していくという形になります。

追加で補足させていただきます。法人会員10万円を計上していますが、実は、既に5口という大口で寄附された方がいまして、できることであれば、皆さんも何か援助していただければ、これを上回る収入が得られるのではないかというふうに思っていますし、私どもも、こういう法人会員の獲得に努めていきたいと思っております。

○評議員（脇 和也） これはもう受付は始まっているのですね。

○事務局長（緒方伝治） 法人の方は会費をいただいています。個人の方は、とりあえず名前だけ登録していただいて、次年度から会費を払っていただく形になります。

○議長（神谷 晃） 他に何かありませんか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 晃） この2号議案もやはり追認の形で御承認いただけるということの採決にしたいと思えます。

追認いただくことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷 晃） 全員挙手ということで、この案は可決されました。

それでは、第2号議案の平成25事業年度収支予算についても金額を承認いたしまして第2号

議案を終わります。

第3号議案の設立時の貸借対照表についてでございます。これも事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局補佐（野村博美） 貸借対照表は決められた様式でございまして、左側に借方、右側に貸方ということですが、実際に左側は資産を記載し、右側は負債及び正味財産を記載します。正味財産というのは、企業でいえば資本金とか、或いは事業年度終了後、出てくる剰余金などの利益です。そういったものを計上していきます。基本的に、右側の貸方は、どこから調達してきたかということを表しており、左側の借方は、その調達したものがどんな形で財団に残されているかということを表しているということでございます。

現在、設立者である宇部市から300万円の拠出金をいただいておりますので、これが今、指定正味財産として入っているだけでございます。設立されたばかりで、負債もございません。それから、それが普通預金という形で資産の部に上がっているということが、この貸借対照表でございまして。

以上で、設立時の貸借対照表の説明にかえさせていただきます。

○事務局長（緒方伝治） こちらについては、何か御質問ありますか。よろしゅうございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 晃） では、これも、この案に追認の形とさせていただきます。この案の追認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷 晃） 全員挙手と認めます。それでは、追認されたということにして処理させていただきます。

3号議案の設立時の貸借対照表については、これで終わりにいたしまして、第4号議案へ移りたいと思います。

第4号議案について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局（酒井恵一） それでは、説明させていただきます。

最初にお断りしなければならないのですが、規程類に関しましては、給与規程、或いは職員の就業規程、就業規程に伴う介護休暇、また、最近問題になっているメンタルヘルス関係の休業、懲戒処分に関する事など、あとトータルで40位の規程類を作る必要がございます。今日上げさせていただいているのは、既に動いているものを追認していただくということと、早急に決めなくてはならないことだけを上げさせていただいております。第4号議案で1番から9番まで附箋がありますが、順番に説明させていただきます。なお、定款と重複になる部分は、申しわけございませんが、割愛させていただきます。

まず、第4号議案の附箋の1番の友の会でございます。友の会については、先ほど緒方から説明いたしましたが、これは財団の設立前に、宇部市が予め規程を作って動いており、それを財団が引き継いでおります。はじめは、友の会を通して財団をPRし、親しんでいただくことが重要だと考えています。種類は、個人会員、グループ会員、法人会員があります。法人会員は今年度から会費を払っていただき、個人会員及びグループ会員は来年度から会費を払っていただきます。特典は、財団が定める割引料金でのチケットの購入、或いは財団が定める先行販売によるチケットの購入、又は、法人会員に関しては、会誌を、年4回発行しようと思っておりますので、そこに広告

を掲載させていただくということにしています。特典を付与することで、なるべく多く会員を集め、宇部市文化創造財団、或いはその事業に親しんでいただきたいと思います。現在、50位の個人、グループ、団体が申し込んでおられます。

それから、次に2番の市民サポーター制度要綱について説明をさせていただきます。市民サポーターに関しましても、友の会とある意味性格は似たようなものでございます。市民の方に財団イベントに最初からかかわっていただき、市民の意見を聞きながら、協働して進めていきたいと考えております。

活動内容は第2条でございます。(1) イベントのホールサポート、(2) イベントの舞台サポート、(3) イベント自体の企画サポート、(4) イベントのPRサポート、(5) イベントの記録サポートでございます。今はまだ、10人しか集まってない状況ですので、これから体制を整備して、ある程度人数が揃えば、サポーターの皆さんに集まっていただいて、これからどうやっていくのかというのを一緒に考えていきたいというふうに考えております。

3番目は、評議員会運営規則ですが、これも定款の説明とだいぶ重複するので、割愛させていただきます。

次の4番の理事会運営規則についても、同様に定款で説明させていただいたので、割愛させていただきます。

それでは、次に5番の財団理事の職務権限規程でございます。こちらも、若干定款で触れましたが、第4条では、理事のうち2名を代表理事にすることになっております。理事長が久保田理事長、副理事長が松本副理事長で、定款上に規定しているとおり、この2名が財団の代表ということになっております。

次に6番に移ります。これは、常勤理事の報酬及び費用に関する支給基準で、これは緒方常勤理事に関するもので、10月から勤務されていますので、追認していただくことになろうかと思っております。緒方常勤理事の報酬に関しましては、別表1及び別表2に定める額を支給するということになっております。別表1のとおり、常勤理事の報酬は、月額48万円です。それから、別表2のとおり通勤手当は給与規程の中の職員の通勤手当の基準を準用することとしております。常勤理事の緒方事務局長に支給するものは、これのみとなります。但し、出張した場合の旅費の支給等があります。

今度は、7番に移りたいと思います。宇部市文化創造財団事務局規程です。これも、実際に業務は動いており、先ほど御紹介させていただきましたとおり、職制として、事務局長、事務局次長、係長を事務局に設置させていただきたいと思っております。これが我々3人でございます。その他所掌事務など一般的なことが書いてございます。

それから、次に8番の文化創造財団の事務処理規程でございます。これも10月1日から既に動いております。文書がいろいろ届いたりする場合、どのような取り扱いをするかということでもあります。実際に見ていただきたいのが別表でございますけれども、文書受発簿、金品受付簿、起案書、それから公印台帳がございます。文書もどんどん届いておりますし、寄附等もございません。起案も、次々に必要になってきます。従いまして、これらの様式を使って処理を実際に行っていますので、これも追認いただけたらと考えております。

最後に第9番目の職務権限規程でございます。これが一番重要と考えています。今後、約40位の規程類をつくるにあたって、この規程を整備しておく必要があります。全ての規則や規程を

理事会や評議員会で決議、或いは承認をいただいて事務を進めるということは、実際には困難です。職務権限を定めております。具体的には、別表第2のとおりです。理事長が必ず決裁を要するもの、或いは常務理事の決裁で済むものなど区分しています。職員の給与規則とか、退職金、その他もろもろの規程については、表の2の事務管理の(2)の規程等、規則、規程等の制定及び改廃と書いてございます。これは区分にあるとおり理事長決裁ということで、様々な給与関係の書類、規程類をこれから順次作っていきたくて思っております。先ほど理事長から話もありましたけども、職員の公募に向けて、今、準備を進めておりますが、並行して関係する規程類も作っていくように考えております。規程類のほかにも、事務処理上生じるさまざまな項目において、理事長が最終決裁権者なのか、或いは副理事長、常務理事が決裁権者なのかということ、職務の権限として、決めているものでございます。

繰り返しますが、職務権限規程を御追認いただけましたら、各種規程類の整備については理事長の決裁で、作成していきたくて思っております。

駆け足で申しわけございませんが、これで私の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(神谷 晃) ただいま、4号議案の規程類を御説明いただきましたけど、何か御質問、御意見等ございますか。

○議長(神谷 晃) 市民サポーターの制度には、全部個人を想定していますけど、例えば、学校のサークルとか、同好会とか、団体としてのサポートについては、どうするんですか。

○事務局(野村博美) 団体でという申し込みを当初想定はしていなかったもので、今後考えていきたいと思ひます。

○議長(神谷 晃) そうすれば、このサポーターには、中学生以上が入れるということから、中学、高校、或いは大学のクラブがサポーターになってくれる可能性は十分あると思ひるので、ぜひ加えられるよう検討してみてください。

他に何かございせんか。

私から質問ですが、評議員会運営規則では、この評議員会でかかわることで、定款に書いてない部分が入っていますよね。例えば、第3条の第2項では、事業年度終了後3カ月以内ということは6月までに定時で、第3項では臨時を、毎事業年度開始前ということは、1、2、3月位に実施するということですね。

○事務局(野村博美) 基本的には開催が予定されているのは、このとおりです。

○議長(神谷 晃) 基本的には、これだけが決まっていて、評議員会として、あとは臨時があるかもしれないということですね。

○事務局(野村博美) はいそうです。

○議長(神谷 晃) それと、先ほど少し言いましたけど、評議員会の開会に際しては、欠席数を確認して、それは議事録に反映されるということになっているので、皆様方、議事録に書かれる内容は、きちっと確認しておいてください。

それから、評議員会運営規則の第10条の第6号にあるように、評議員会に提出し、又は提供された資料を調査する者の選任などの事項は定款の中に規定されていないので、こういうのもあるんだなということは覚えておいていただけたらと思ひます。

他は何かございせんか。よろしゅうございせんか。これらは、運用はされているけど、決定は

されていないということですのでいいですね。

○事務局（野村博美） はい、これは、決定はされておられません。今日、追認いただくということになろうかと思えます。

○議長（神谷 晃） 運用はされているけど、一応、10月1日からの施行という規則をここで決定するわけですね。

○事務局（野村博美） はい。

○議長（神谷 晃） 遑って適用する規則を今決定するということは、追認ではなく、決定事項ですね。

○事務局（野村博美） 決定で構いません。

○議長（神谷 晃） よろしいですね。他は御意見なり御質問はありますか。どうぞ。

○評議員（金次 孝） 職務権限規程についてですが、別表第2を見たところ、理事長の権限が若干、強い感じを受けます。例えば自治体などの決裁基準と比べてどうなんですか。

○事務局（酒井恵一） 周南や下松など、他の財団を参考にしております。

○評議員（金次 孝） 特にこうしなければいけないということではなく、感触として言わせていただきました。

○議長（神谷 晃） よろしいですか。それでは、ほかには御質問ないですか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 晃） それでは、第4号議案の採決に入ります。第4号議案に賛成の方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（神谷 晃） 全員挙手ですので、この第4号議案は可決されました。

それでは、これで第4号議案は終わりました。

本日本日の議事は以上ですけれど、その他事務局から議事の提案、或いは連絡事項等ございますでしょうか。

○事務局補佐（野村博美） それでは、2件ほど御案内させていただきます。

1つは、次回の評議員会の日程でございます。先ほどの定款等にもございましたように、次は来年の2月の終わりから3月にかけて、恐らく2月の終わりごろになると思うんですが、次は、26事業年度の事業計画、或いは収支予算を議案とした評議員会を開催することを予定しております。

それから、その後、6月位には、今回の25事業年度の事業報告、それから監査報告、収支報告を議案として上げさせていただきたいと考えております。この詳細につきましては、また、近づきましたら、各評議員に御案内させていただこうと思っております。

2つ目は、今日は全評議員にお集まりいただいておりますので、1つだけ確認をしておきたいことがございます。先ほどまで宇部日報さんが来ておられたんですが、これは理事会においても、全理事に確認した件でもございまして、この評議員会においても、マスコミの取材、あるいは一般市民の方で傍聴されたいという方がいらっしゃるかもしれません、それをどうするかということ、全評議員さんに確認をしておければと考えております。このことにつきましては、特に法令や定款には何ら規定はございません。だから、評議員の皆様の意向で決めることができます。県内の

財団に聞きましたが、特に事例がないことから、決め事というものはないようでございます。

理事会におきましては、一応、皆さん、全員そろって、原則公開ということで了解をいただいております。

議事の内容によっては、当然非公開にしなければいけないという議案も今後出てきますので、それは当然、議案に入る前に非公開とすることができると思いますが、原則どうするかを、評議員全員の一致で公開にするか、非公開にするかということを決めていただければと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（神谷 晃） 公開、非公開をこの場で全員、評議員がそろっているところで決めればいい、申し合わせておけばいいということになるわけです。いかがでございましょうか。多分、私の知っているところでは、理事会は公開しているところが非常に多くて、評議員会のほうはどちらもあるそうです。といいますのは、評議員会にかかる内容は、人事案件以外は理事会の承認が得られ、理事会で十分議論されたうえで、公開されている部分なので、評議員会は公開する必要もないだろうという考えがあります。評議員会では、そんなに人事案件等で難しいものもないだろうから、公開でいいんじゃないかというところもあります。どちらもあると思いますが、いかがでしょうか。議長でなく、私個人の意見としては、人事案件は当然のことながら非公開ですし、それ以外の案件については、理事会で既に議論されたものしか上がってこないということです。なので、公開する必要も特にはないんじゃないか、公開しない方が、理事会に対して、これもう少し考えたとか言いやすいのかなと思っているんですが、いかがでしょう。もちろん公開すると、人事案件についてだけ非公開にすると、こう申し合わせてもいいとは思いますが。

○事務局（野村博美） 事務局といたしましては、理事会と同じように、この7人の評議員の中で、1人でも非公開の方がよろしいという方がいらっしゃったら、非公開にしたいと考えております。

○議長（神谷 晃） 理事会は公開するということですので、理事会と同じ案件を審議する評議員会は、公開してもしなくても、それは同じことになるだろうと思います。ただ、理事、評議員の選出については、非公開にせざるを得ないだろうと思います。結果だけを報告する形になると思うんですが、その辺いかがですか。任期が来た後の理事の選任では、予定内の数であればオーケーなんですが、オーバーしている場合は、公開の場で議論はできないと考えます。

○理事長（久保田后子） 当然、人事案件というのは、非公開だと思いますが、やはり、この今の時代の社会的な価値観からして、やはり非公開にするのはどうかと思います。文化振興というか、文化創造ですから、非公開は何か違和感を持ちます。理事会は公開していますし、きちんと公開をした方が、透明性とか住民への説明という意味でも分かり易いんじゃないでしょうか。

○議長（神谷 晃） 皆さんがそういう御意見であれば、そうしたいのですが、いかがですか。

○評議員（福田隆眞） 原則公開とし、例えば人事案件などのように公開したらいけないというのは事務局で判断していただき、それ以外でも公開したらちょっとまずいということがあれば、その都度考えるということでもいいのではないですか。基本的に公開でいいと思います。

○理事長（久保田后子） 議案の整理になりますし、非常に深刻な案件で出席者がかなりハードな議論をしなければいけないものは、事前に分かりますし、突発的にそうなれば、その時に非公開にすることもできると思います。

○議長（神谷 晃） それでは、原則公開とする。ただ、人事案件等については、非公開もあり得るということにしましょう。幅を持たせるということで、よろしゅうございましょうか。これは全会

一致でないといけないので、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 晃） それでは、原則公開に決めさせていただきます。

あとは、事務局のほうは特にないですか。

○事務局（野村博美） はい、ございません。

○議長（神谷 晃） 評議員の方からは何か御質問、御要望等ございませんでしょうか。

○評議員（福田隆眞） 議事録署名人になっているんですが、どういう手続になるんですか。議事録を作成された後、それを私たちがチェックするのですか。

○事務局（野村博美） 事務局でまとめまして、それを一旦、理事長まで決裁をします。それを確認いただき押印していただきます。

○理事長（久保田后子） それから、最後になりますが、皆さん御心配されておりました財団の予算の件で、少しお話させていただきたいと思います。文化事業の推進のため、財団には今後、事業規模に応じた事業費が必要になると思います。そこで、渡辺翁記念会館・文化会館の指定管理を財団が受託することについては、早く進めていきたいと思っています。現在、会館に大変多くのお金をかけて管理運営しておりますが、今後は財団に委ねられることによって、施設管理を行いながらソフトもつくっていくことができます。施設管理の予算をもう少し削減可能なら、文化事業の推進や音響、照明などのステージ部門や財団のソフト事業の経費を増やした方が効果的ということもあります。

これからの会館は本当の意味で、文化の拠点にならなければならないので、財団に人も予算も大きく移管し、逆に市役所の文化振興課は縮小になります。

また、先ほど、新年度の財団の予算額は、今年度の10月から3月まで半年分の市からの補助金額の、単純に倍額だけ、或るいはそれ以下なのではないのではないか、これで足りるのかと、不安感をお持ちの方もおられるような感じを受けましたので、ちょっと申し添えさせていただきましたと思います。

新年度の市からの補助金は、実際に事業の推進のため必要となる金額を精査した金額を出すこととなります。

さらにそれに加えて、今まで市が直営で実施してきた市事業の委託費や会館の指定管理料もあり、合計3種類の事業に要する費用が市からでることになると考えています。

効率化を図りながらも必要な事業費を措置できるよう、これから市の予算編成にも取り組んでいく予定です。

○議長（神谷 晃） 他に何か、意見や御発言ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷 晃） よろしゅうございますか。用意した議案、それから御要望等も一応終了したと思います。

第1回の臨時評議員会をこれで終わりたいと思います。

本日はどうも御協力ありがとうございました。

○事務局補佐（野村博美） 神谷議長、大変お疲れさまでございました。

また、評議員の皆様、そして久保田理事長、大変ありがとうございました。

以上で本日の評議員会を終わります。